議案第１１号

守谷市都市公園条例の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例（昭和５７年守谷町条例第４号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１１号	1

守谷市都市公園条例の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例（昭和５７年守谷町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「都市公園管理」を「都市公園の設置及び管理」に改める。

第６条の２中「政令」を「令」に改める。

第９条第７号中「たき火，野営又は炊さん」を「火器を使用し，又は野営」に改め，同号に次のただし書を加える。

ただし，市又は自治会等の住民組織が主催するイベントであって，市長が必要と認めた場合は，この限りでない。

第１３条第１項第１号中「するときは，次に掲げる事項」を「するとき。」に改め，同号中ケをサとし，クをコとし，キをクとし，クの次に次のように加える。

ケ　公園施設を設けて業を営もうとするときは，その経営の方法及び収支の見込み

第１３条第１項第１号カ中「方法」の次に「（工事費の調達計画を含む。）」を加え，同号カを同号キとし，同号オを同号カとし，同号エ中「構造」を「種類，構造，数量及び規模」に改め，同号エを同号オとし，同号中アからウまでをイからエまでとし，同号にアとして次のように加える。

ア　申請者の住所，氏名及び職業（法人にあっては，主たる事務所の名称，代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

第１３条第１項第２号中「するときは，次に掲げる事項」を「するとき。」に改め，同号中オをキとし，エをオとし,オの次に次のように加える。

カ　公園施設を管理して業を営もうとするときは，その経営の方法及び収支の見込み

第１３条第１項第２号ウ中「管理する」を「管理しようとする」に改め，同号ウを同号エとし，同号中イをウとし，アをイとし，同号にアとして次のように加える。

ア　申請者の住所，氏名及び職業

第１３条第１項第３号中「は，当該事項」を「　当該変更に係る事項」に改め，同条第２項中第５号を第６号とし，第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ，同項第１号中「占用物件」の次に「又は施設」を加え，同号を同項第２号とし，同項に第１号として次の１号を加える。

（１）申請者の住所，氏名及び職業

第２２条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず，公園施設を設置又は管理する場合の使用料は，当該設置若しくは管理の許可の際又は前項ただし書に定める期間以外に徴収することができるものとする。

別表第２中３の表を４の表とし，２の表を３の表とし，１の表を２の表とし

，同表の前に次の表を加える。

１　公園施設を設置又は管理する場合

設置又は管理する公園施設の属する公園の名称	単位	金額（円）
５・５・１０１号守谷総合１号公園	１平方メートルにつき１月	６５

備考

１　設置又は管理する面積が１平方メートル未満であるとき又はその面積に１平方メートル未満の端数があるときは，１平方メートルとして計算するものとする。

２　設置又は管理する期間が１月未満であるとき又はその期間に１月未満の端数があるときは，１月として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（使用料の額の特例）

２　５・５・１０１号守谷総合１号公園に公園施設を設置する場合における設置工事期間中の使用料の額については，当該公園施設の供用開始までの間に限り，この条例による改正後の別表第２の１の表５・５・１０１号守谷総合１号公園の項中「６５」とあるのは，「３３」と読み替えて適用するものとする。

提案理由（議案第１１号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、東京ヤクルトスワローズファーム施設整備に当たり、市以外の者が都市公園に公園施設を設置し、又は管理する場合についての規定等を整備するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１１号	4

守谷市都市公園条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　この条例は，都市公園法（昭和３１年法律第７９号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか，都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は，都市公園法（昭和３１年法律第７９号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか，都市公園管理　　について必要な事項を定めるものとする。
（公園施設の制限） 第６条の２　令　第８条第１項の条例で定める割合は，１００分の５０とする。	（公園施設の制限） 第６条の２　政令第８条第１項の条例で定める割合は，１００分の５０とする。
（行為の禁止） 第９条　都市公園においては，次に掲げる行為をしてはならない。ただし，法第５条第１項，法第６条第１項若しくは第３項又は第７条第１項若しくは第３項の許可に係るものについては，この限りでない。 （１）から（６）まで　（略） （７）指定された場所以外で，火器を使用し，又は野営をすること。ただし，市又は自治会等の住民組織が主催するイベントであって，市長が必要と認めた場合は，この限りでない。 （８）から（１１）まで　（略）	（行為の禁止） 第９条　都市公園においては，次に掲げる行為をしてはならない。ただし，法第５条第１項，法第６条第１項若しくは第３項又は第７条第１項若しくは第３項の許可に係るものについては，この限りでない。 （１）から（６）まで（略） （７）指定された場所以外で，たき火，野営又は炊さんをすること。 （８）から（１１）まで（略）
（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第１３条　法第５条第１項の条例で定める事項は，次に	（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第１３条　法第５条第１項の条例で定める事項は，次に

掲げるものとする。	掲げるものとする。
（１）公園施設を設けようとするとき。	（１）公園施設を設けようとするときは，次に掲げる事項
ア　申請者の住所，氏名及び職業（法人にあっては，主たる事務所の名称，代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）	（新設）
イ　設置の目的	ア　設置の目的
ウ　設置の期間	イ　設置の期間
エ　設置の場所	ウ　設置の場所
オ　公園施設の種類，構造，数量及び規模	エ　公園施設の構造
カ　公園施設の管理の方法	オ　公園施設の管理の方法
キ　工事実施の方法（工事費の調達計画を含む。）	カ　工事実施の方法
ク　工事の着手及び完了の時期	キ　工事の着手及び完了の時期
ケ　公園施設を設けて業を営もうとするときは，その経営の方法及び収支の見込み	（新設）
コ　都市公園の復旧方法	ク　都市公園の復旧方法
サ　その他市長の指示する事項	ケ　その他市長の指示する事項
（２）公園施設を管理しようとするとき。	（２）公園施設を管理しようとするときは，次に掲げる事項
ア　申請者の住所，氏名及び職業	（新設）
イ　管理の目的	ア　管理の目的
ウ　管理の期間	イ　管理の期間
エ　管理しようとする公園施設	ウ　管理する公園施設
オ　管理の方法	エ　管理の方法

カ　公園施設を管理して業を営もうとするときは，その経営の方法及び収支の見込み	（新設）
キ　その他市長の指示する事項	オ　その他市長の指示する事項
（３）許可を受けた事項を変更しようとするとき　当該変更に係る事項	（３）許可を受けた事項を変更しようとするときは，当該事項
２　法第６条第２項の条例で定める事項は，次に掲げるものとする。	２　法第６条第２項の条例で定める事項は，次に掲げるものとする。
（１）申請者の住所，氏名及び職業	（新設）
（２）占用物件又は施設の管理方法	（１）占用物件　　の管理方法
（３）（略）	（２）（略）
（４）（略）	（３）（略）
（５）（略）	（４）（略）
（６）（略）	（５）（略）
３　（略）	３　（略）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　前項の規定にかかわらず，公園施設を設置又は管理する場合の使用料は，当該設置若しくは管理の許可の際又は前項ただし書に定める期間以外に徴収することができるものとする。	（新設）

<table>
<tr>
<td>
別表第２（第２１条関係）
１　公園施設を設置又は管理する場合
<table>
<tr><th>設置又は管理する公園施設の属する公園の名称</th><th>単位</th><th>金額(円)</th></tr>
<tr><td>５・５・１０１号守谷総合１号公園</td><td>１平方メートルにつき１月</td><td>６５</td></tr>
</table>
備考
１　設置又は管理する面積が１平方メートル未満であるとき又はその面積に１平方メートル未満の端数があるときは，１平方メートルとして計算するものとする。
２　設置又は管理する期間が１月未満であるとき又はその期間に１月未満の端数があるときは，１月として計算するものとする。
２　都市公園を占用する場合
（略）
３　第７条第１項各号に掲げる行為をする場合
（略）
４　有料公園施設を使用する場合
（略）
</td>
<td>
別表第２（第２１条関係）
（新設）
１　都市公園を占用する場合
（略）
２　第７条第１項各号に掲げる行為をする場合
（略）
３　有料公園施設を使用する場合
（略）
</td>
</tr>
</table>